

マイクロチップの装着等の義務化に係る 法制度の概要

令和4年2月18日

環境省 自然環境局 総務課
動物愛護管理室

目次

1. 令和4年6月1日から始まる制度概要
2. 補足説明
3. 省令案の説明

1. 令和4年6月1日から始まる制度概要

まずはじめに、、、

民間事業者が実施しているマイクロチップに関する
情報登録事業とは異なります。



指定登録機関に公益社団法人日本獣医師会が
指定されましたが、



公益社団法人日本獣医師会が事業として実施
しているAIPO事業とは異なります。

国による新たな登録制度

マイクロチップ（MC）の装着等の義務化

① 犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）

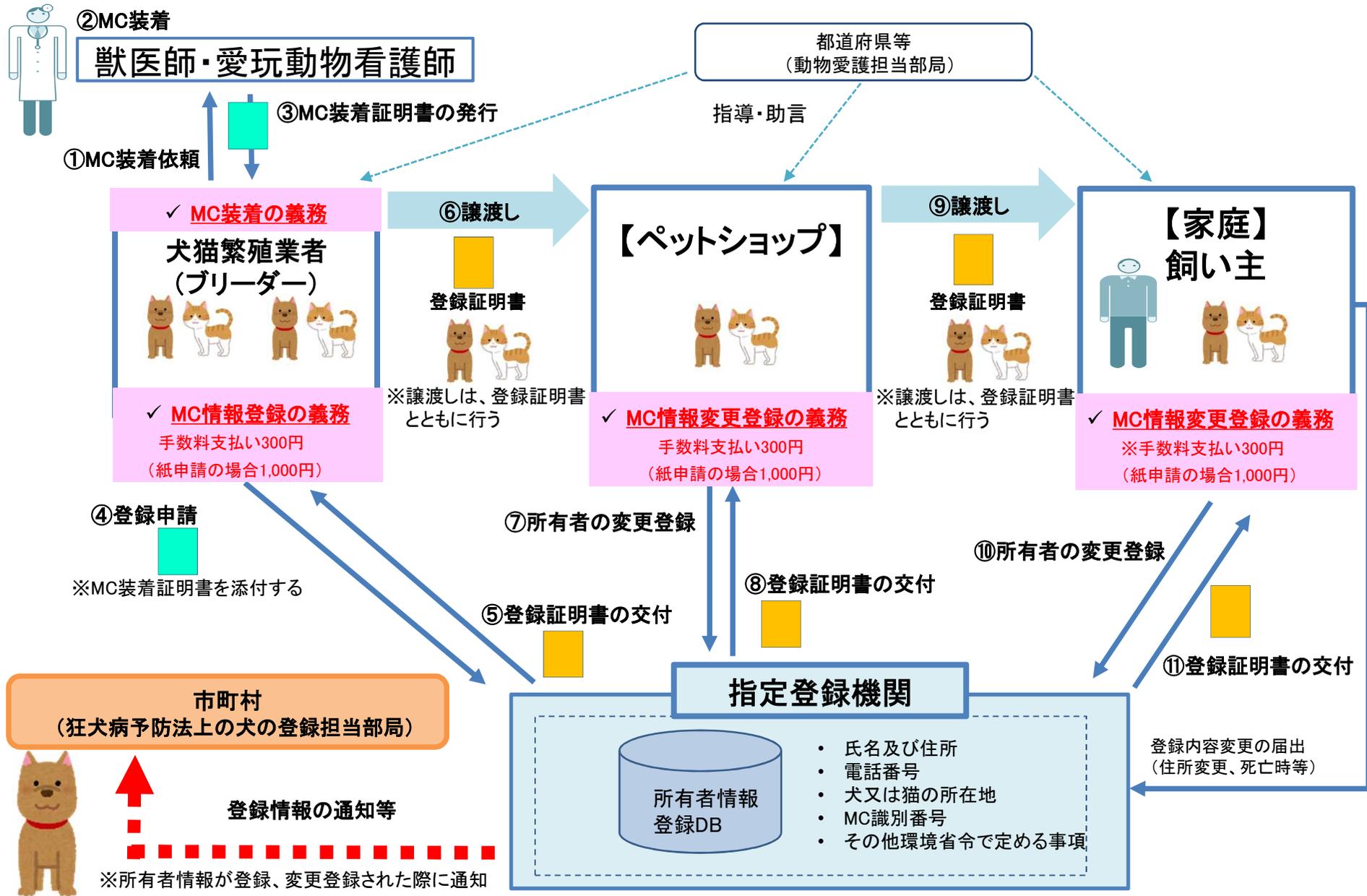
- MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知
- 装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

- 環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる
- 環境大臣は、事業計画の認可、立入検査等を行う

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)

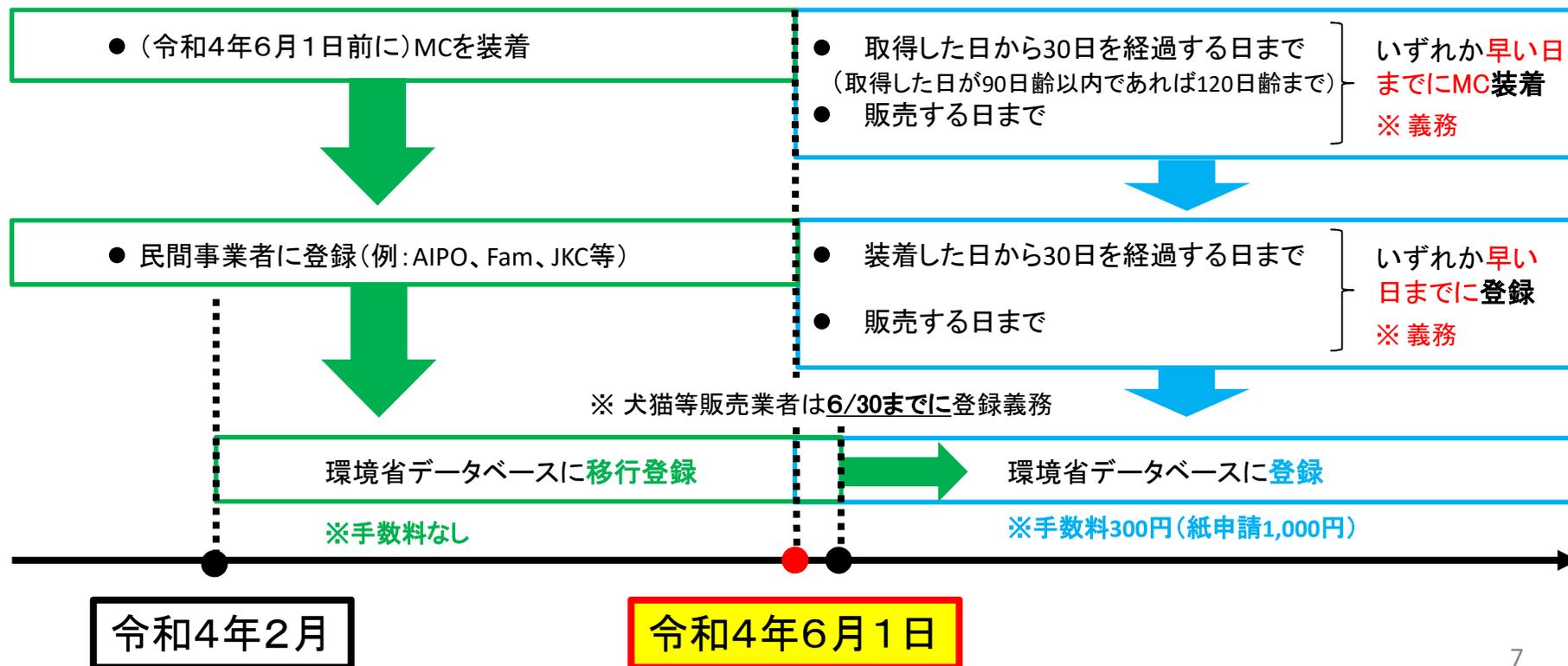


狂犬病予防法の特例

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

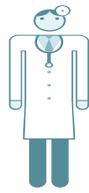
犬猫等販売業者が取得した犬又は猫へのマイクロチップ(MC)装着の義務

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫に対して、MCの装着が義務となり、環境省データベースへの登録も義務となります。【手数料300円／回(紙申請1,000円／回)】
- 改正法施行日前に、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが民間事業者のデータベースに犬又は猫の情報を登録をしていた場合、令和4年6月30日までに環境省データベースへの登録が義務になります。【手数料なし】



犬猫所有者のMC装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

※MCを装着した場合には、指定登録機関へ必ず登録



②MC装着

獣医師・愛玩動物看護師

①MC装着依頼

③MC装着証明書の発行

✓ **MC装着の努力義務**

動物愛護団体
【家庭】飼い主

✓ **MC情報登録の義務**
手数料支払い300円
(紙申請の場合1,000円)



⑥譲渡し

登録証明書



※譲渡しは、登録証明書とともに行う

【家庭】
飼い主

✓ **所有者変更登録の義務**
手数料支払い300円
(紙申請の場合1,000円)

④MC登録申請

※MC装着証明書を添付する

⑤登録証明書の交付

⑦所有者の変更登録

⑧登録証明書の交付

市町村
(狂犬病予防法上の犬の登録担当部局)



登録情報の通知等

※所有者情報が登録、変更登録された際に通知

狂犬病予防法の特例

※犬に装着されているMCを狂犬病予防法上の鑑札とみなす

指定登録機関

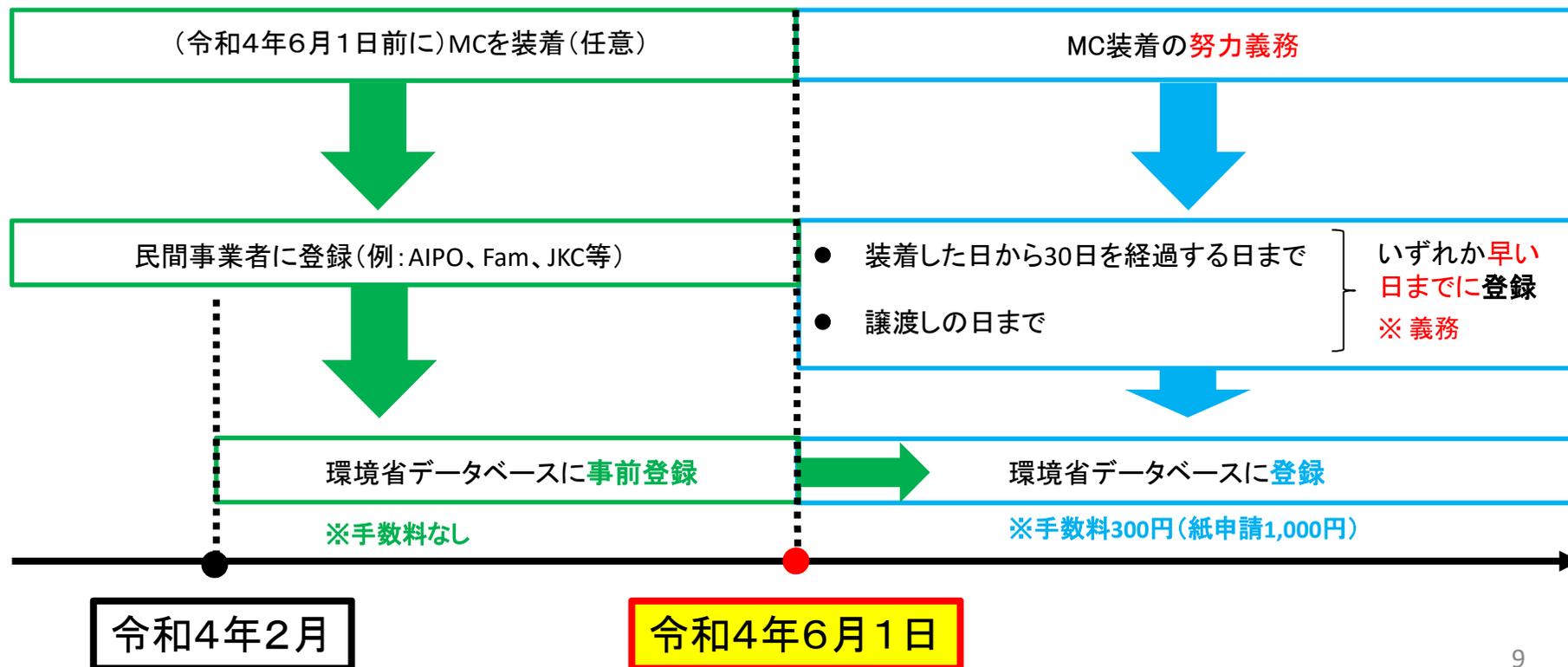
所有者情報
登録DB

- 氏名及び住所
- 電話番号
- 犬又は猫の所在地
- MC識別番号
- その他環境省令で定める事項

登録内容変更の届出
(住所変更、死亡届等)

犬猫等販売業者以外の者が取得した犬又は猫へのMC装着の努力義務

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、犬猫等販売業者以外の者が取得した犬又は猫に対して、MCの装着が努力義務となり、当該努力義務に基づきMCを装着した場合には環境省データベースへの登録が義務となります。【手数料300円／回(紙申請1,000円／回)】
- 改正法施行日前に、犬猫等販売業者以外の者が民間事業者のデータベースに犬又は猫の情報を登録をしていた場合には、環境省データベースへの登録は任意になります。【手数料なし】



MC装着及び環境省データベースへの登録

- 改正法施行日である令和4年6月1日から、MCの装着について犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫については義務となり、犬猫等販売業者以外の者が所有している犬又は猫については努力義務となります。原則、MC装着から30日を経過する日までに登録しなければなりません。
- 改正法施行日前は、犬猫へのMC装着は任意であり、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが所有している犬又は猫については、令和4年6月30日までに環境省データベースに登録しなければなりません。犬猫等販売業者以外の者は、環境省データベースへの登録は任意になります。

●令和4年6月1日以降のMC制度状況

	MCの装着	環境省データベースへの登録
犬猫等販売業者	義務	装着した日から30日を経過する日までに登録義務
犬猫等販売業者以外	努力義務	

●令和4年6月1日前のMC制度状況

	MCの装着	環境省データベースへの登録
犬猫等販売業者	任意	施行日から30日を経過する日までに登録義務
犬猫等販売業者以外		登録できる(任意)

2. 補足説明(令和4年2月18日時点)

ブリーダーやペットショップが犬又は猫を生後90日以内に販売する場合に、生後90日を経過していないことを理由にマイクロチップを装着しないで販売することはできません。⇒**できません**。

①



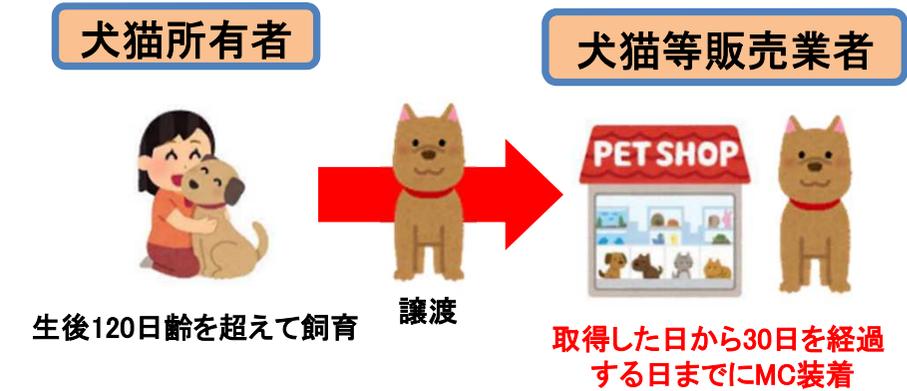
②



③



④



ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している犬又は猫に対して、マイクロチップを装着する必要がありますか。⇒マイクロチップの装着に努めてください。

①施行日前MC未装着

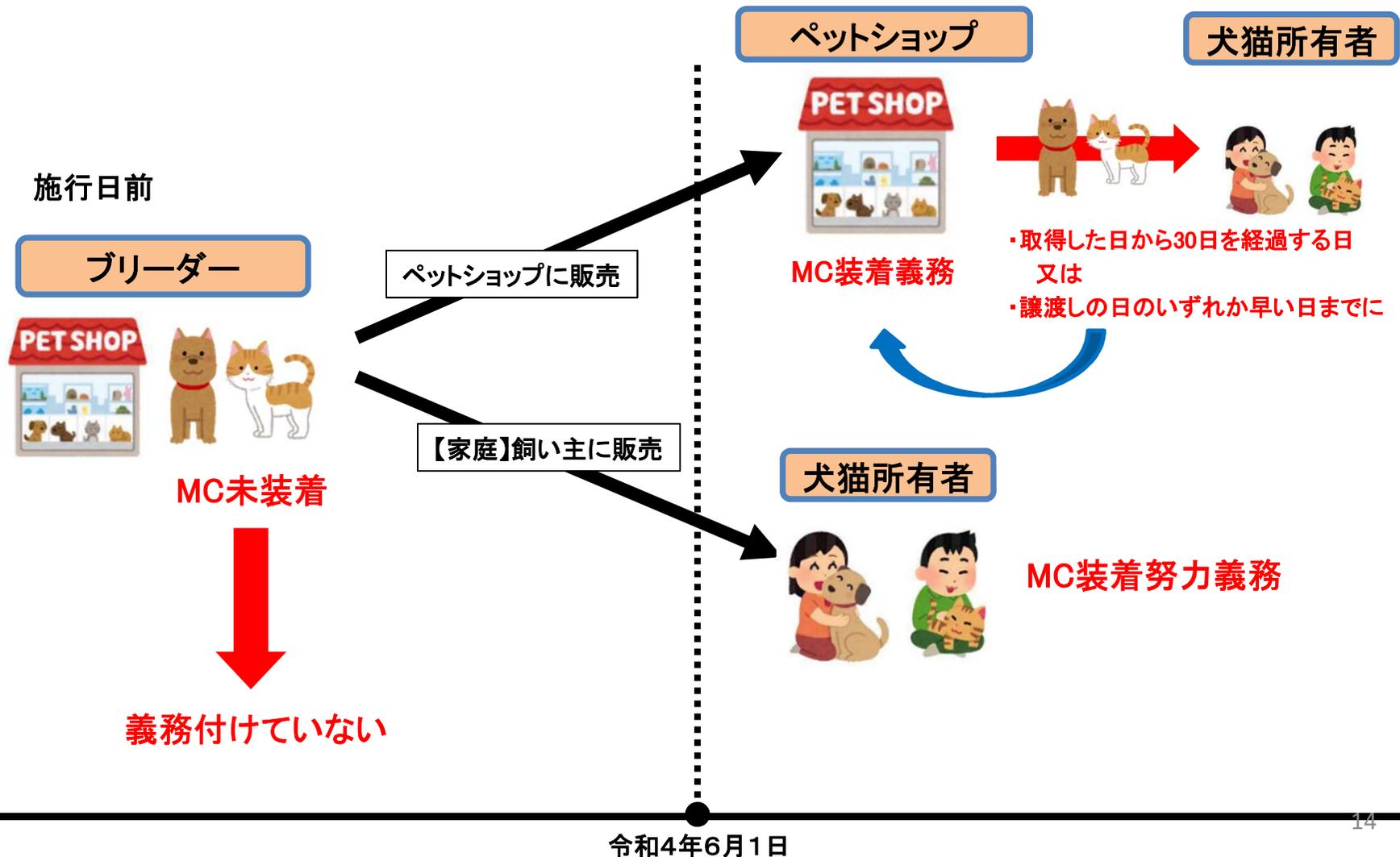


②施行日前MC装着



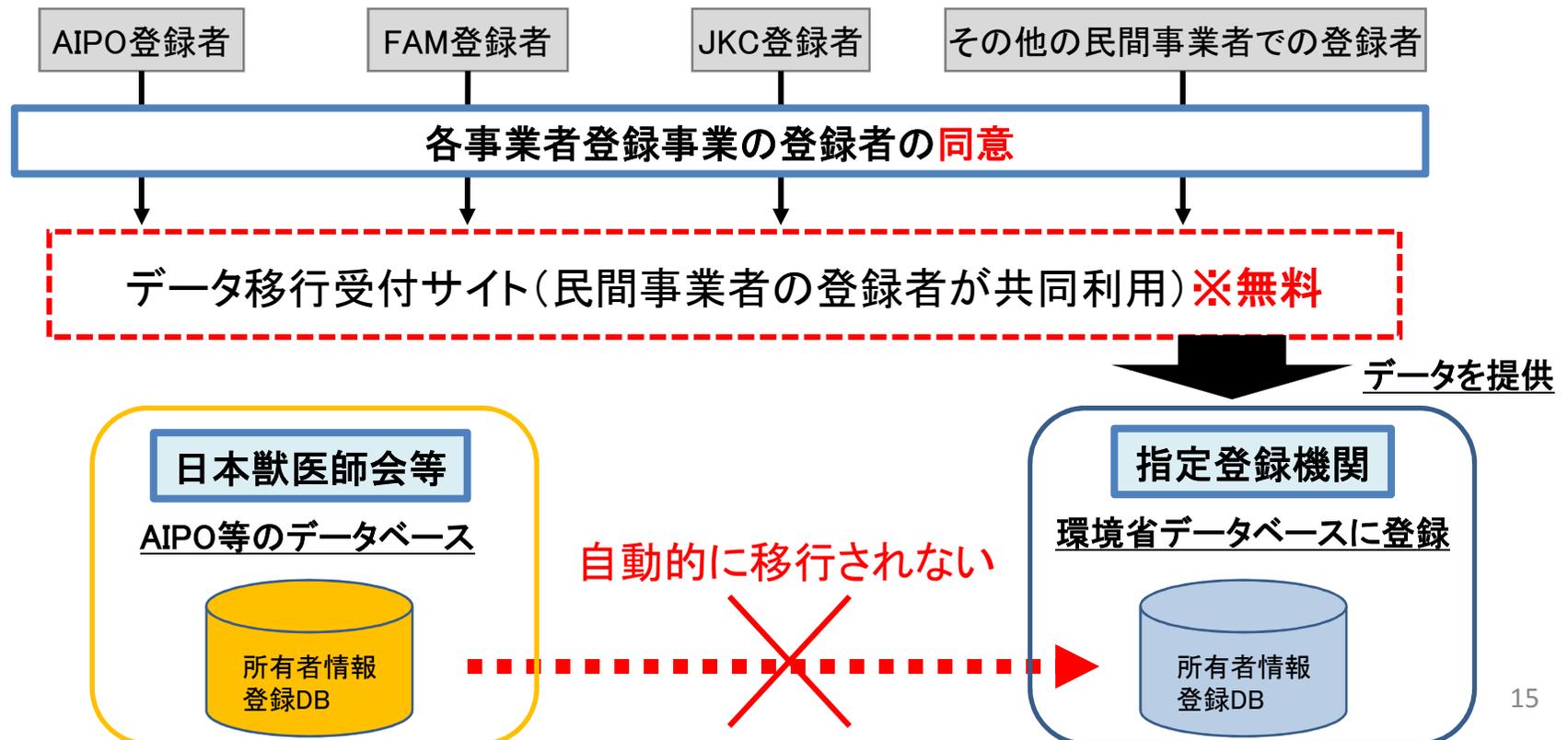
令和4年6月1日

ブリーダーやペットショップが令和4年6月1日の法施行日に現に所有している販売用の子犬又は子猫でマイクロチップ未装着の個体についても、法施行日以降に販売する際には、販売する日までにその犬又は猫にマイクロチップを装着しなければなりませんか。⇒マイクロチップ装着は義務ではありません。



令和4年6月1日の法施行前に民間事業者が実施しているマイクロチップ登録事業に登録された犬又は猫の所有者は、本制度に登録する必要はないのですか。⇒犬猫等販売業者は本データベースに登録しなければなりません。自動的にデータは移行されません。

- 個人情報の取扱い上、民間事業者のデータベースに登録された情報を登録者の同意なしに本制度のデータベースに移行することはできません。
- 指定登録機関である日本獣医師会が登録を受け付けるための専用Webサイトを構築しておりますので、忘れずに移行登録をしてください。



犬や猫のマイクロチップを、既存の民間登録団体
(Fam、JKC、AIPOなど)に登録している飼い主の方へ



NEW OPEN !



**環境省のマイクロチップ登録サイト
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が
令和4年6月1日から始まります！**

犬や猫のマイクロチップの登録をしている飼い主の方は、

令和4年5月31日までに「移行登録サイト」にアクセスし、

手続きをすれば、**無料**※で**環境省のデータベースにも登録**できます

両方に
登録すれば
より安心！

※ 本サイトで登録受付後、現在、登録されている登録団体に、登録があるかどうかの確認を行います。登録がなかった場合には、装着・登録が証明できないため移行登録はできません。

<https://www.aipo.jp/transfer>

手続きはこちら →



Hurry up !

大切な家族であるペットの
ために、手続きは今すぐ！

環境省のデータベースに登録されるのは令和4
年6月1日となります

お問合せ

公益社団法人日本獣医師会
電話 03-6384-5320
メール infomc@nichiju.or.jp



3. 省令案の説明

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の改正案について

背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、マイクロチップを装着する者、獣医師が発行するマイクロチップ装着証明書の記載事項、情報登録の申請事項並びに狂犬病予防法の特例で市町村長に通知される事項等を、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に定めるもの。

(1) マイクロチップの装着

ア. 改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第39条の2第1項のマイクロチップを装着する者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ① 獣医師法第3条の免許を取得している者であること。
- ② 愛玩動物看護師法第3条の免許を取得している者であること。

イ. 法第39条の2第1項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とする。

ウ. 法第39条の2第1項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、②に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着することとする。

- ① 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき。
- ② 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき。

(2) マイクロチップ装着証明書

ア. 法第39条の3第1項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 犬又は猫の名
- ② 犬又は猫の別
- ③ 犬又は猫の品種
- ④ 犬又は猫の毛色
- ⑤ 犬又は猫の生年月日
- ⑥ 犬又は猫の性別
- ⑦ ①～⑥のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑧ マイクロチップの装着日
- ⑨ マイクロチップを装着した施設名及び所在地(診療施設にあつては獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)第1条第1項第3号に規定する開設の場所)
- ⑩ マイクロチップを装着した施設の電話番号
- ⑪ マイクロチップを装着した獣医師(マイクロチップの装着について指示をした獣医師を含む。ウ.において同じ。)の氏名

(2) マイクロチップ装着証明書

- イ. 法第39条の3第2項のマイクロチップ装着証明書は、別記様式によるものとする。
- ウ. 犬又は猫の所有者は、法第39の5条第1項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。
- エ. マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができないときに限り、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、法第39条の3第1項のマイクロチップ装着証明書とみなす。

(3) 取外しの禁止

ア. 法第39条の4の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときとする。

(4) 登録等

ア. 法第39条の5第2項の登録の申請は、別記様式による申請書を提出して行うものとする。

イ. 法第39条の5第2項第3号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 申請日
- ② 個人又は法人の別
- ③ 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
- ④ 犬又は猫の名
- ⑤ 犬又は猫の別
- ⑥ 犬又は猫の品種
- ⑦ 犬又は猫の毛色
- ⑧ 犬又は猫の生年月日
- ⑨ 犬又は猫の性別
- ⑩ ④～⑨のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑪ 狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第4条第1項の登録年月日及び登録番号
- ⑫ 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所並びに電話番号(法人にあっては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ⑬ 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
- ⑭ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
- ⑮ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
- ⑯ 親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号

(4) 登録等

ウ. 法第39条の5第5項(法第39条の6第2項において準用する場合を含む。エ. において同じ。)の登録証明書は、別記様式によるものとする。

エ. 法第39条の5第5項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- ② 登録日
- ③ 法第39条の5第8項の規定による届出、法第39条の6第1項の規定による変更登録又は第39条の8の規定による届出に必要な暗証記号(アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。)
- ④ 犬又は猫の別
- ⑤ 犬又は猫の品種
- ⑥ 犬又は猫の毛色
- ⑦ 犬又は猫の生年月日
- ⑧ 犬又は猫の性別

オ. 法第39条の5第6項(法第39条の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する登録証明書の再交付の申請は、別記様式による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

カ. 法第39条の5第7項(法第39条の6第2項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める期間は、40年とする。

(4) 登録等

キ. 法第39条の5第8項(法第39条の6第2項において準用する場合を含む。ク. において同じ。)の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地
- ② 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ③ 犬又は猫の名
- ④ 犬又は猫の毛色
- ⑤ ③④のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑥ マイクロチップの識別番号

ク. 法第39条の5第8項の規定による届出は、別記様式による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

(5) 変更登録

ア. 法第39条の6第1項の変更登録は、別記様式による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(6) 狂犬病予防法の特例

ア. 法第39条の7第1項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号(申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。)並びに登録を受けた犬の所在地
- ② 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
- ③ 登録又は変更登録日
- ④ 個人又は法人の別
- ⑤ 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ⑥ 登録又は変更登録を受けた犬の名
- ⑦ 登録又は変更登録を受けた犬の品種
- ⑧ 登録又は変更登録を受けた犬の毛色
- ⑨ 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
- ⑩ 登録又は変更登録を受けた犬の性別
- ⑪ ⑥～⑩のほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項
- ⑫ 登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第4条に規定する登録年月日及び登録番号
- ⑬ 変更登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第9条第1項第2号に規定する事項
- ⑭ 変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

(6) 狂犬病予防法の特例

イ. 法第39条の7第3項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号(申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。)並びに登録を受けた犬の所在地
- ② 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ③ 登録事項の変更の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第9条第2号に規定する事項
- ④ 犬が死亡した場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第8条第1項第2号及び第3号に規定する事項
- ⑤ 変更した事項(当該事項に係る新旧の対照を明示すること。)

(7) 死亡等の届出

ア. 法第39条の8の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

① 犬又は猫が死亡したとき。

② (3)ア. の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

イ. 法第39条の8の規定による届出は、別記様式による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

ウ. 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、別記様式による死亡等の届出を行うことができる。

エ. 法第39条の8の規定による届出は、法39条の5第8項の規定による届出とみなす。

(8)情報の提供

- ア. 環境大臣(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。イ.において同じ。)は、都道府県知事及び市区町村長に対し、法第35条第4項及び同条第5項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。
- イ. 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第19条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物
の管理の方法等の基準を定める省令の改正案について

背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下基準省令という。）（令和3年環境省令第7号）を改正するもの。

改正案

- ① 販売業者にあつては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合には、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し（法第39条の2第1項のやむを得ない事由に該当するときを除く。）、法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあつては、同法第39条の6第1項に基づく変更登録）を受けらること。
- ② 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡すこと。
- ③ この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録を受けよう努めなければならないこと。



ご清聴いただきありがとうございました。